

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 19日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県古河市下辺見 1336番地2
氏 名 株式会社積水化成品関東
代表取締役社長 平河内 孝司
電話番号 0280-32-2411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社積水化成品関東
事業場の所在地	茨城県古河市下辺見 1336番地2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業(2037)
②事業の規模	前年度の製品出荷額 9,770百万円
③従業員数	167人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り



（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】							
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず
	排出量	1,230.0t	159.4t	21.5t	16.8t	2.5t	0.7t

(これまでに実施した取組)

廃プラスチックの自社処理施設内での処理。

産業廃棄物の種類ごとの置場設定と表示の維持管理。

有価物化の推進。

【目標】

②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず
	排出量	1,210.0t	155.0t	20.0t	15.0t	2.0t	0.5t

(今後実施する予定の取組)

廃プラスチックについての分別の細分化と自社処理施設内での稼動及び処理の向上並びに有価物化の推進。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、汚泥、木くず（廃パレット）、金属くず等の種類ごとの置場設定と表示による分別の維持管理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、汚泥、木くず（廃パレット）、金属くず等の種類ごとの置場設定と表示による分別の維持管理

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	廃プラスチック類 811.9t
	(これまでに実施した取組) 生産現場から発生した不良発泡プラスチック製品、廃プラスチックを自社内再生工場にて再生原料化する処理を行っている。	
②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	廃プラスチック類 820.0t
	(今後実施する予定の取組) 自社内再生工場の稼動向上を進め、廃プラスチック類の再生原料化処理量の増量を推進していく。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	廃プラスチック類 104.6t 104.6t
	(これまでに実施した取組) 生産現場から発生した廃プラスチックを自社内焼却施設にて焼却し、蒸気を発生させ、生産現場にて利用している。	
②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	廃プラスチック類 100.0t 100.0t
	(今後実施する予定の取組) 生産現場での省エネルギーの一環としての蒸気利用と外部産廃処理業者への委託処理量削減のため、焼却処理の向上を推進していく。	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】						
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	金属くず	ガラスくず
	全処理委託量	313.5t	159.4t	21.5t	16.8t	2.5t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	313.5t	159.4t	21.5t	16.8t	2.5t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t

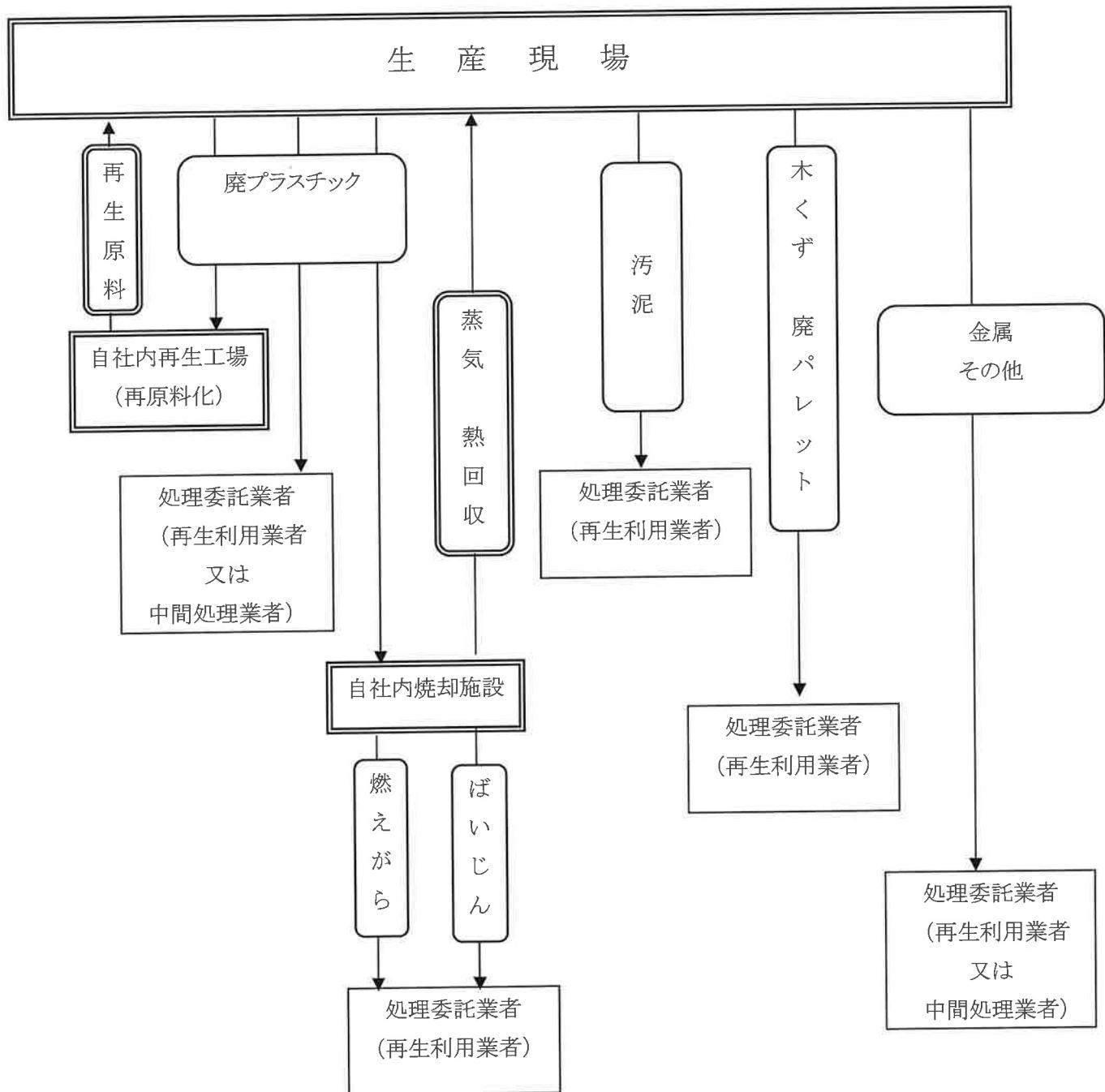
		【目標】						
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず
②計画		全処理委託量	290.0t	155.0t	20.0t	15.0t	2.0t	0.5t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
		再生利用業者への処理委託量	290.0t	155.0t	20.0t	15.0t	2.0t	0.5t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組) 廃プラスチックについて、生産技術の向上と生産設備の改良等により生産現場からの発生量を削減しつつ、更なる分別化を推進して自社内の再生原料化工場及び焼却施設での処理量の増加を図ることにより、外部産廃処理業者への処理委託量を削減していく。								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)

産業廃棄物の一連の処理の工程



管 理 体 制 図

